

## 生態系保全に係る審査・規制のあり方について (第4回検討会の議論の整理案)

平成14年3月7日

### 1. 生態系保全のための規制スキームのあり方

- (1) 基本的な考え方として、生態系保全に支障を及ぼすおそれがある化学物質については、そのハザードやリスクの状況に応じ、製造・使用等に関する規制の仕組みを導入すべき。
- (2) 規制スキームについては、化学物質の審査・規制に関する既存一般法たる化審法の仕組みを念頭に置きつつも、それにとらわれず検討すべき。  
具体的な規制区分等はさらに検討が必要であるが、ハザード評価による規制とリスク評価による規制を組み合わせることが有効。  
また、対象物質の使用状況等によっては、製造・輸入量のほか、用途を制限するような規制の仕組みも検討すべき。
- (3) 現行の生分解性試験で「良分解性」と判定された物質でも、製造・使用量が多い等の場合は環境中に残留し、生態リスクが生じるおそれがある。このため、分解性の判定を厳しくするか、あるいは高生産量、環境検出等の場合に生態影響試験やリスク評価を行う仕組みを設けることにより、「良分解性」物質についてもリスク管理を行うことが必要。

### 2. 生態影響の試験と審査のあり方

- (1) 基本的な考え方として、新規化学物質については、一定の範囲で生態影響試験の実施を求め、その物質の生態系への影響について審査することが必要。
- (2) 生態影響試験の要求は、段階的なものとし(Tiered approach)、試験動物愛護や企業負担に留意した合理的なものにすべき。  
スクリーニングレベルの生態影響試験としては、魚類、ミジンコ、藻類の短期毒性試験(ベースセット試験)を課し、必要に応じ長期毒性等の追加試験を課すという考え方が適当。

ベースセット試験の対象とすべき化学物質の製造・輸入量の基準は、現行と同様に年間1 t以上とするという考えの他に、10 t以上にする、用途別に裾切りを変える等の考え方もあり、さらに検討が必要。

良分解性物質や水溶性ポリマーに関しても、一定の範囲で生態影響試験の実施を求めることを検討すべき。

(3) 以上のほか、生態影響の試験・審査に関しては、次の点についても検討すべき。

試験要求対象でない生物の試験結果がある場合には、これも審査・判定に利用したり、物質の性質によって必要な場合に他の生物に係る試験を追加要求できるようにすること。ただし、水生生物以外の生物に対する試験は、現実的に実施可能かどうかの検証が必要。

適切な範囲で、構造活性相関((Q)SAR)の活用を図ること。(Q)SARについては、科学的な裏付けが必ずしも十分とはいえず、慎重にすべきとの意見もあるが、製造・輸入量が少ない場合など一定の範囲で生態影響試験に置き換えるといった方策を検討することは有益。